

文教委員会資料

所管事務の調査（報告）

「教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針に関する取組について」

資料1 【概要版】教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針に関する取組について【令和3年度】

資料2 教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針に関する取組について【令和3年度】

参考資料1 教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針（平成31年2月）

参考資料2 第2次教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針（令和4年3月）

参考資料3 令和2年度教育職員の時間外在校等時間の上限を超えた場合の事後検証について

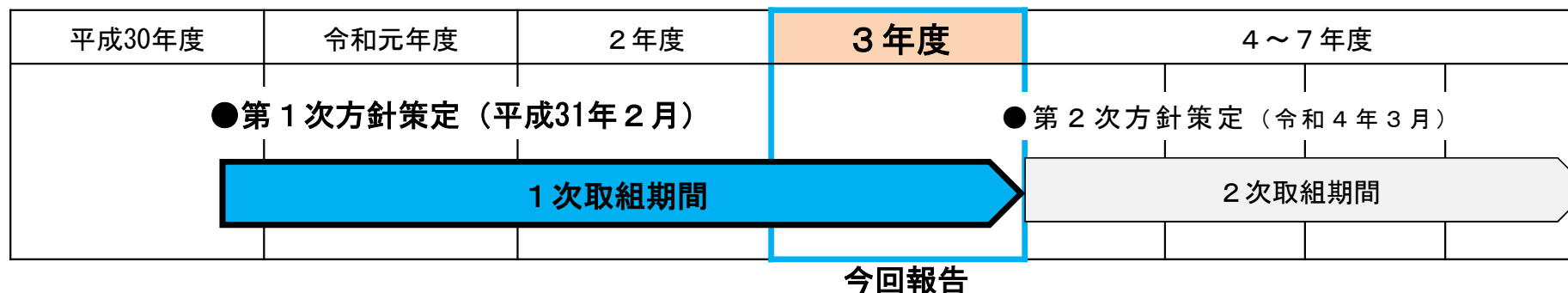
令和4年8月31日
教育委員会事務局

【概要版】

教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針に
関する取組について【令和3年度】

「教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」について

川崎市教育委員会では、平成31年2月に策定した「教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」（以下「方針」という。）に基づき、教職員が心身ともに健康を維持し、やりがいや誇りを持ちながら業務を遂行できるように、また、業務の役割分担・適正化を着実にを行い、授業や学級経営、児童生徒指導等の本来的な業務に一層専念できる環境を整備するなどの取組を推進してまいりました。



1次取組期間における「当面の目標」

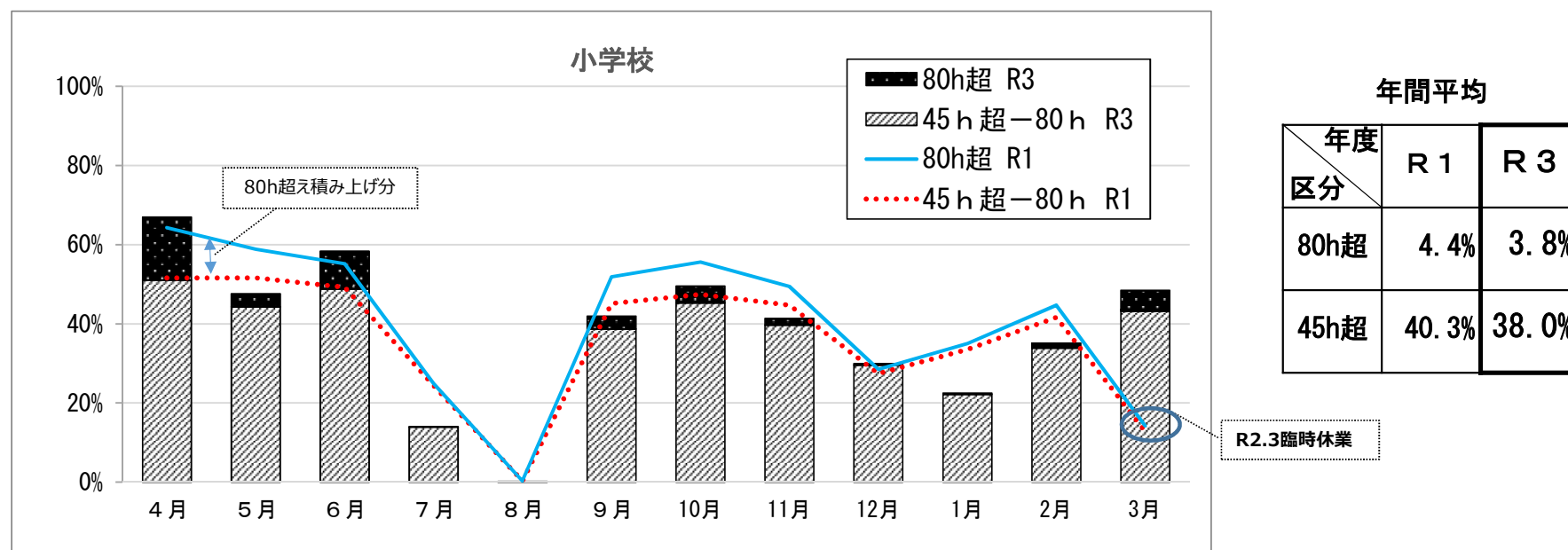
正規の勤務時間を超える在校等時間が1か月当たり
80時間を超える教職員をゼロにするとともに、
 45時間を超える教職員を減少させていく

※第2次方針では、上記の「当面の目標」に代え、量的目標と質的目標を新たに設定しています。

時間外在校等時間（月）45時間／80時間を超える教職員の割合（小学校）

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う影響の少ない令和元年度と比較

図表 1

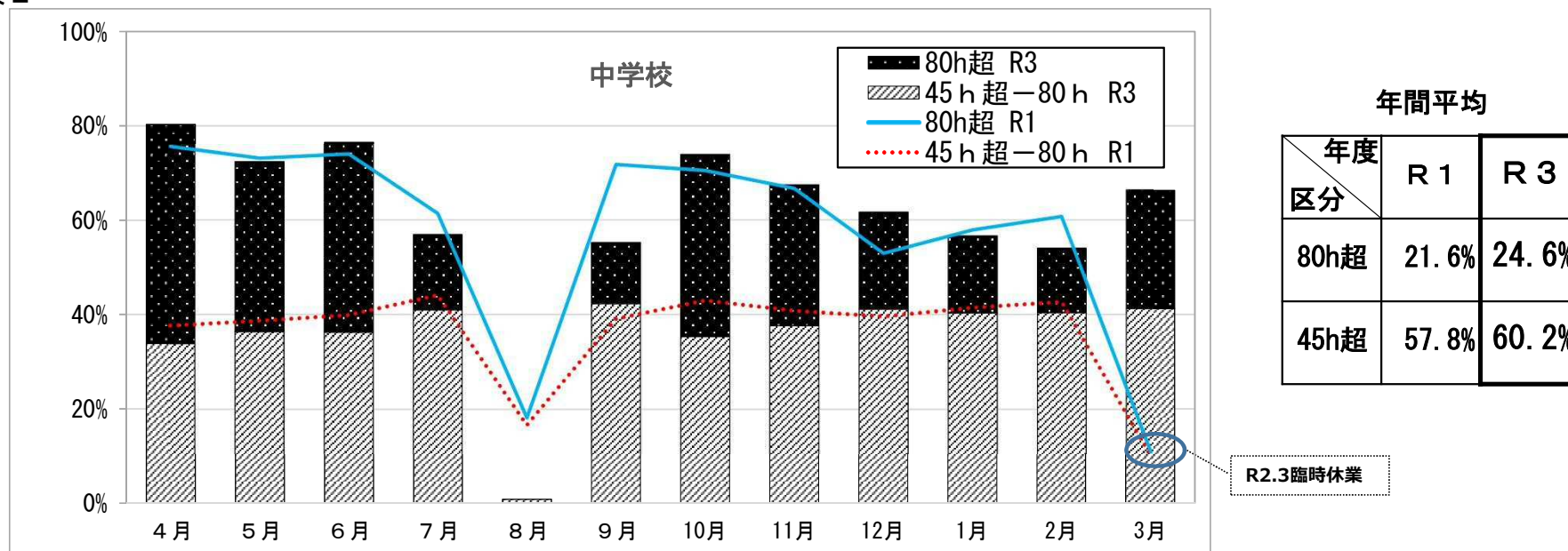


令和3年度の年間平均は、80時間超、45時間超ともに令和元年度より割合が減少しました。
80時間超の割合は、両年度とも4月が最も高く、その理由は、「授業準備」が最も多く、次いで「学年・学級経営」となっています。これは新年度への対応に伴う業務量増加や初任・異動等により授業準備に時間を要したことが要因であると考えられます。
3月は令和元年度より増加していますが、これは令和2年3月が臨時休業期間であったためと考えられます。

時間外在校等時間（月）45時間／80時間を超える教職員の割合（中学校）

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う影響の少ない令和元年度と比較

図表 2



令和3年度の年間平均は、80時間超、45時間超ともに令和元年度より割合が増加しました。

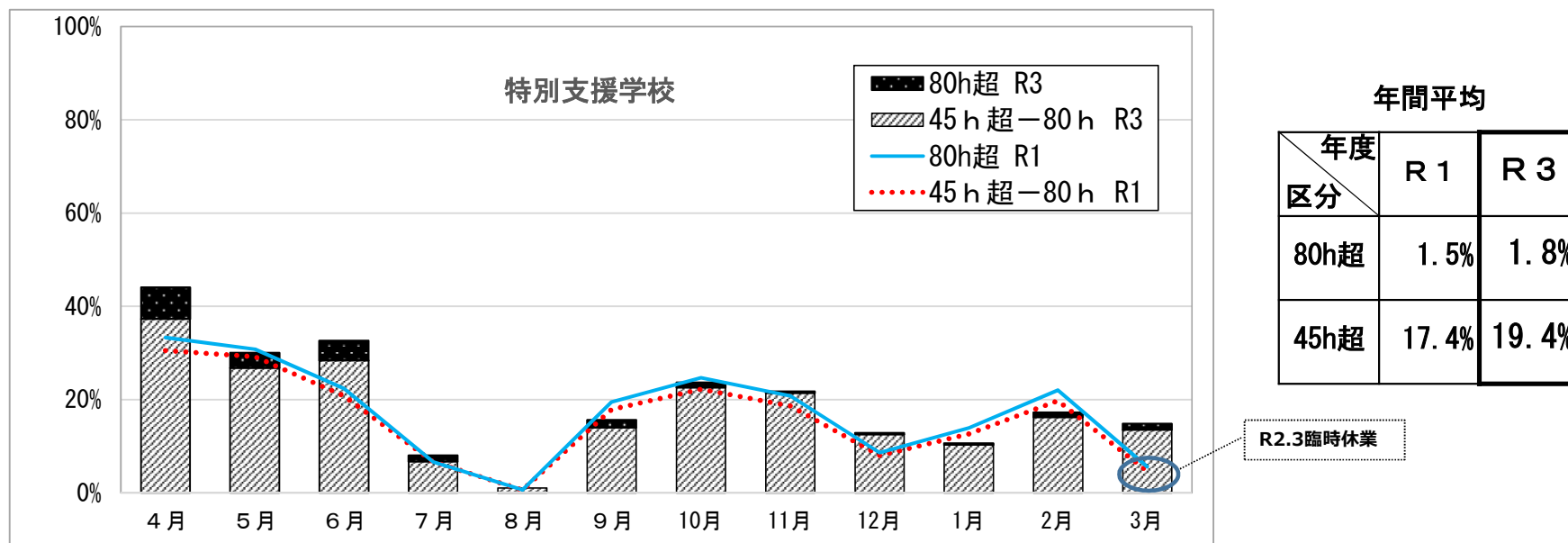
令和3年度の80時間超の割合は、4月から6月及び10月が高く、4月の80時間超の理由は、小学校同様「授業準備」が最も多く、次いで「学年・学級経営」となっています。6月及び10月の理由は、「部活動」が最も多く、次いで6月は「授業準備」、10月は「学校行事」となっています。

8月及び9月は令和元年度より減少していますが、これは部活動停止期間（8月2日～9月20日）による部活動指導業務の減と考えられます。

時間外在校等時間（月）45時間／80時間を超える教職員の割合（特別支援学校）

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う影響の少ない令和元年度と比較

図表 3

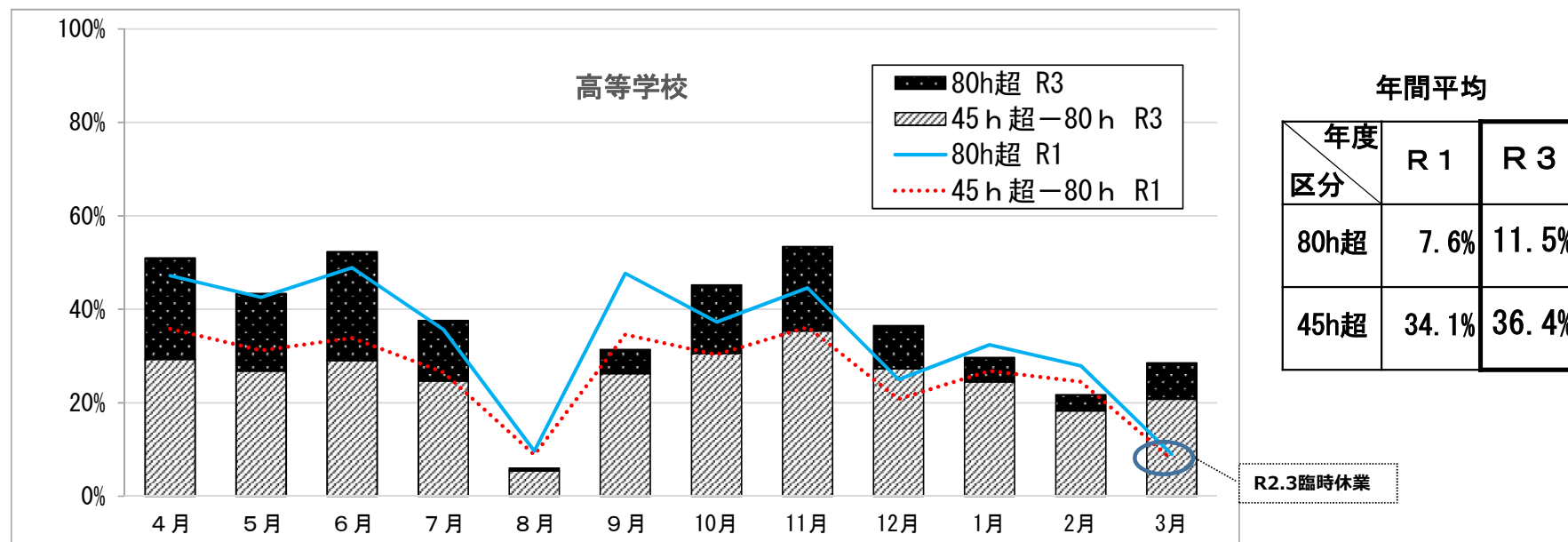


令和3年度の年間平均は、80時間超、45時間超ともに令和元年度より割合が増加しました。
 令和3年度の80時間超の割合は、4月から6月が高く、4月の80時間超の主な理由は、「学年・学級経営」「授業準備」「会議・打ち合わせ」となっています。

時間外在校等時間（月）45時間／80時間を超える教職員の割合（高等学校）

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う影響の少ない令和元年度と比較

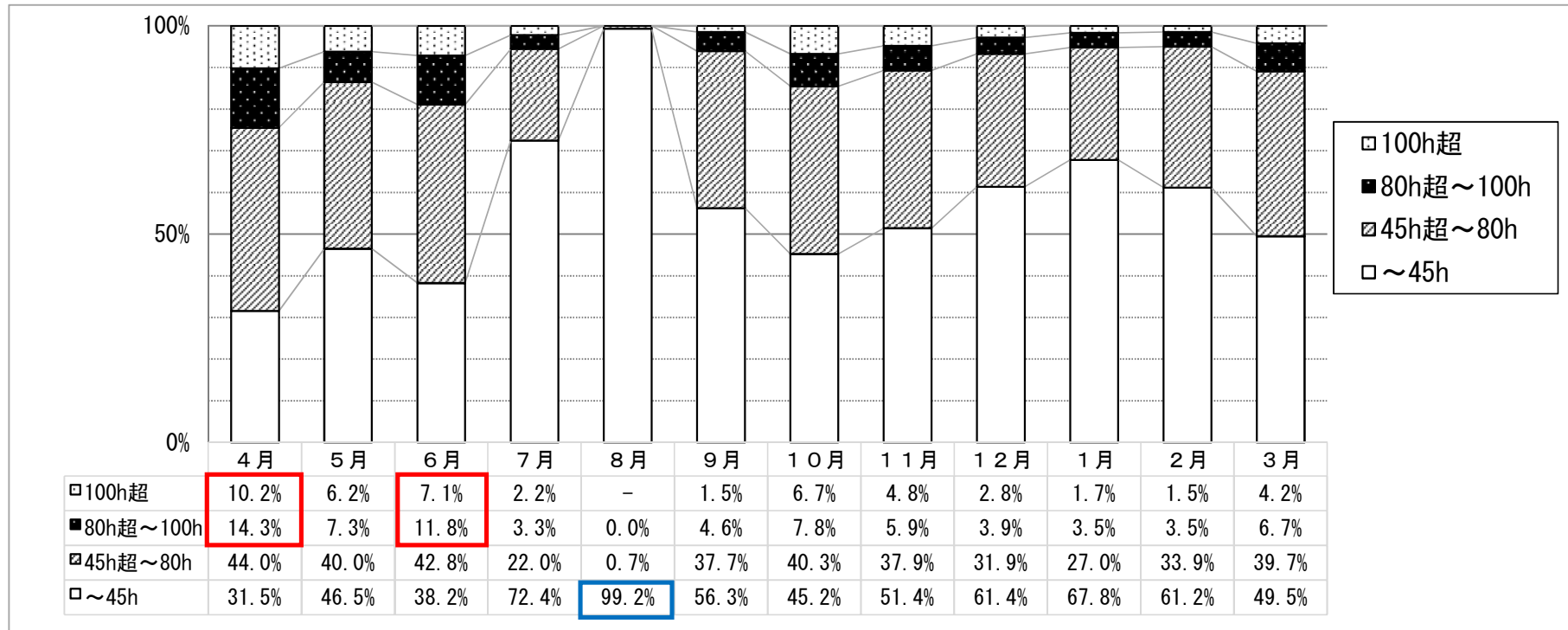
図表 4



令和3年度の年間平均は、80時間超、45時間超ともに令和元年度より割合が増加しました。
 令和3年度の80時間超の割合は、4月、6月及び11月が高くなっています。80時間超の理由は、年間を通じて「部活動」が最も多く、次いで「授業準備」となっています。

時間外在校等時間数ごとの教職員の割合（令和3年度・全校種）

図表 5

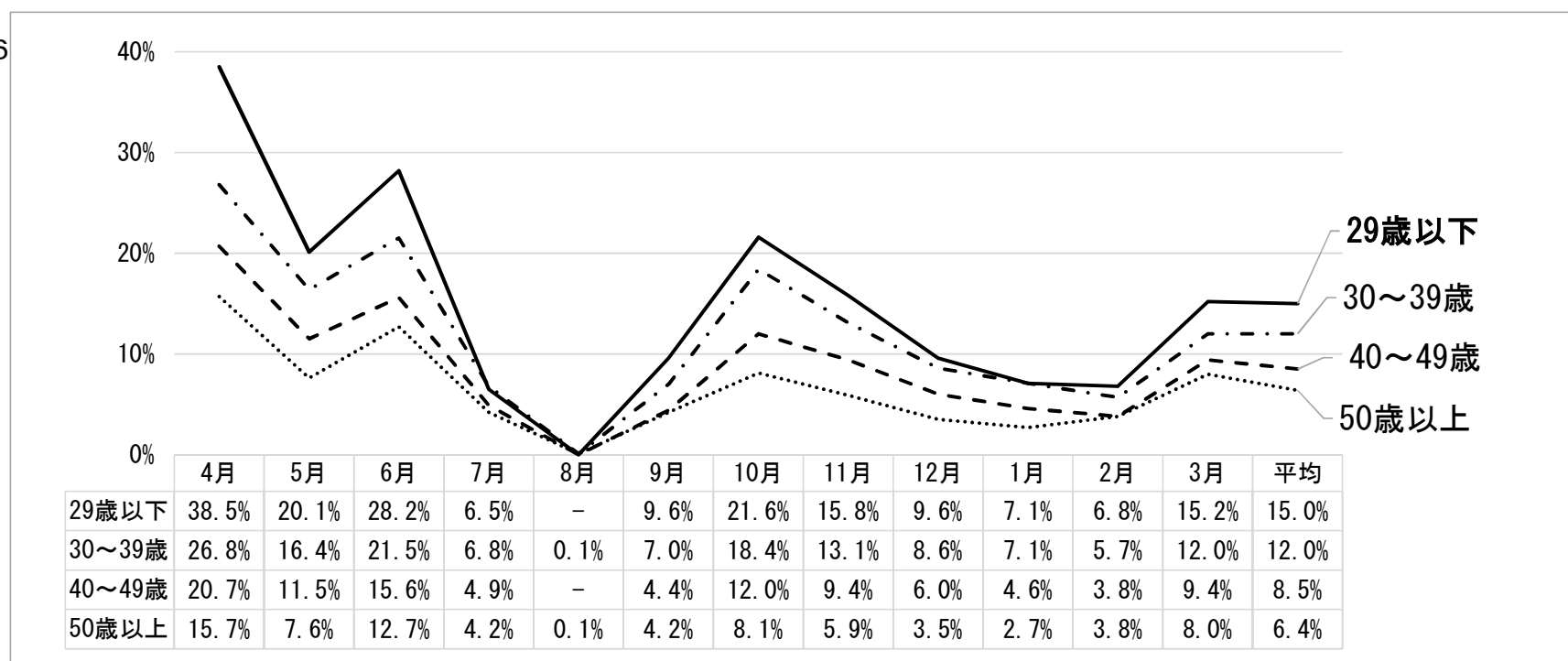


1か月当たりの時間外在校等時間が80時間超の教職員の割合が最も高い月は、4月の24.5%、次いで6月の18.9%となりました。

一方で、8月は99.2%の教職員が45時間以下となりました。

時間外在校等時間（月）が80時間を超える教職員の割合（令和3年度・年代別）

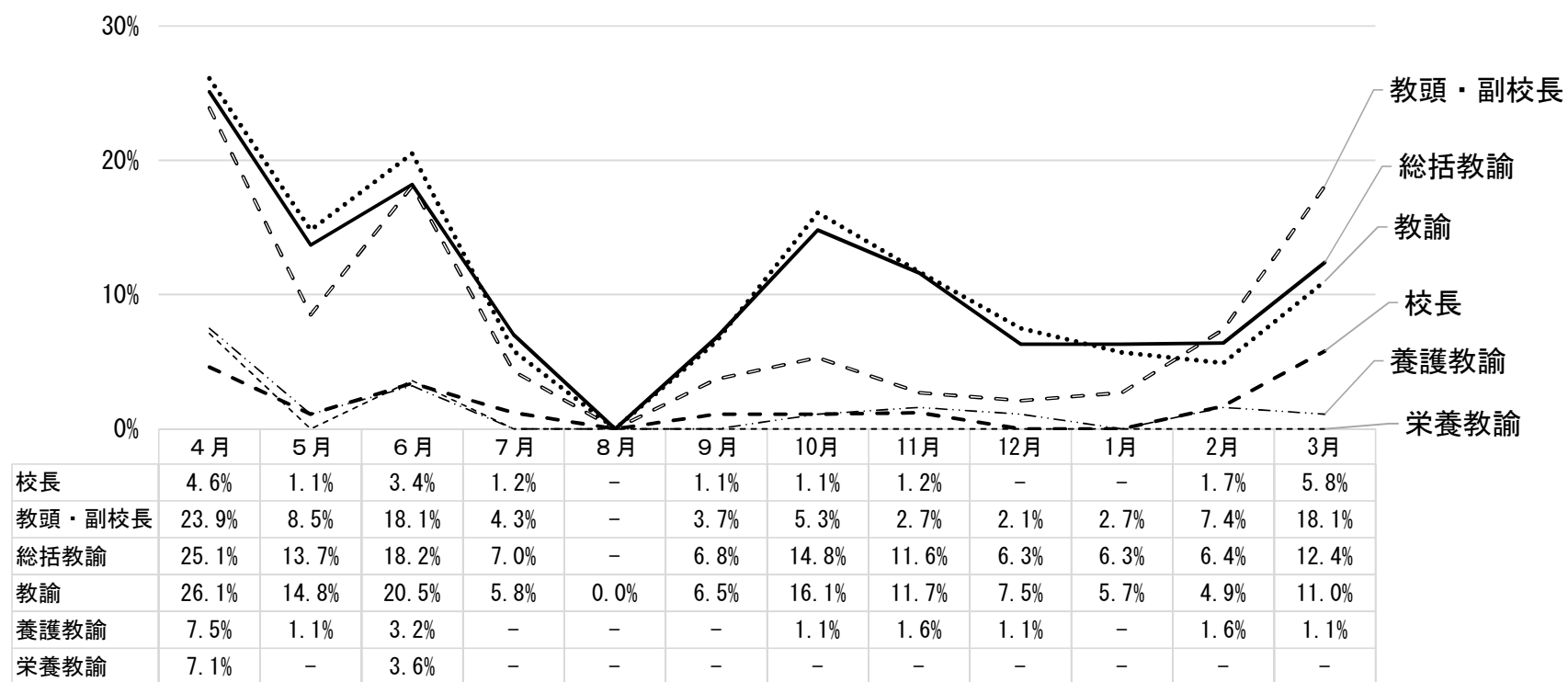
図表 6



「29歳以下」の教職員の割合が高くなっています。
 また、4月～6月、10月及び11月において、年代別の差が大きくなっています。「経験年数の浅い教員が、授業準備に時間を要する可能性があることが一因」と考えられます。

時間外在校等時間（月）が80時間を超える教職員の割合（令和3年度・職名別）

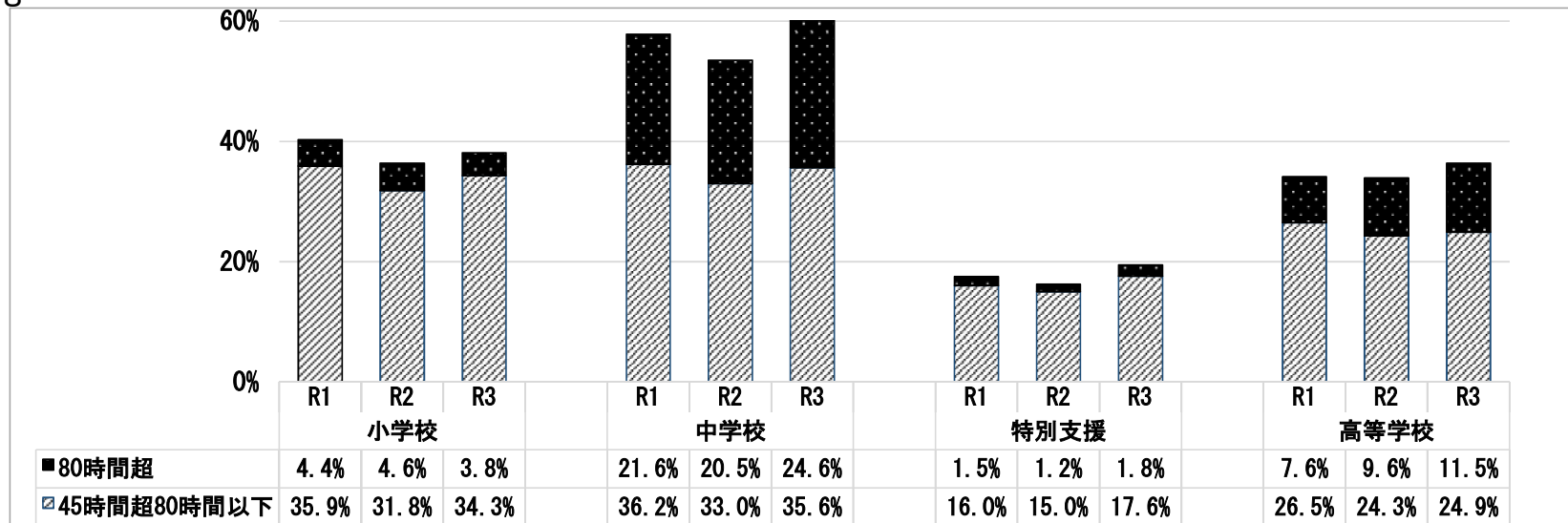
図表 7



「総括教諭」「教諭」の割合が高く、4月～6月、10月が特に高くなっています。
「教頭・副校長」も、4月、6月及び3月の割合が高くなっています。

時間外在校等時間（月）45時間超～80時間／80時間を超える教職員の割合
（令和元年度～3年度・校種別）

図表 8



当面の目標の達成状況（令和元年度～3年度）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
80時間超をゼロにする	9.5%	9.4%	10.2%
45時間超を減少させる	43.7%	40.2%	43.3%

【留意事項】

- 臨時休業期間
 - ・ 令和2年3月4日～5月31日
- 分散登校期間
 - ・ 令和2年6月1日～6月12日
- 夏季休業期間短縮（令和2年度）
 - ・ 令和2年8月1日～8月16日に短縮
- 夏季休業期間延長（令和3年度）
 - ・ 当初予定から8月31日まで延長

時間外在校等時間の上限を超えた場合の事後検証（令和2年度勤務分）

国の指針を踏まえて制定した規則等で定める上限時間・月数を超えた場合に、各学校の業務や環境整備等の状況について、事後的に検証（以下「事後検証」という。）を実施。

次の上限を超えた場合について、学校長において検証を実施

- 1箇月において80時間 ※1
- 1年間において720時間 ※2
- 1年間において45時間を超えた月数6箇月 ※2

※1 教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針（平成31年2月川崎市教育委員会）における当面の目標

※2 川崎市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則（令和2年川崎市教育委員会規則第9号）

1 上限超過の主な要因

(1) 教員特有の要因

児童・生徒下校後に授業準備、教材研究、採点業務及び成績処理等の業務を実施、
所定の勤務時間外に部活動指導・引率、大会等の業務を実施

(2) 外的要因

勤務時間内に行うことのできない保護者対応、週休日等に行われる地域行事への参加

(3) 人的要因

経験年数の浅い教育職員の増加、産休育休取得者・病気休職者の代替職員の欠員

(4) 令和2年度特有の要因

新学習指導要領の全面実施・教科書の変更に伴う授業準備及び教材研究、
GIGAスクール対応、新型コロナウイルス感染症関連

時間外在校等時間の上限を超えた場合の事後検証（令和2年度勤務分）

2 主な縮減対策と効果

	縮 減 対 策	効 果
業務改善 ・工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・ ICTの活用による会議の削減・精選 ・ 学習発表会・作品展等の行事の精選 ・ 運動会の学年別平日開催 ・ 学年内での授業準備の分担化 ・ 教科担任制の導入・交換授業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学級事務、成績処理、教材研究等の業務に取り組む時間の確保 ・ 週休日の出勤の減少 ・ 授業準備・教材研究にかかる時間の削減
人的支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員事務支援員・障害者就業員、部活動指導員の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 印刷・仕分け作業、消毒作業等にかかる負担の軽減 ・ 顧問の負担の軽減
その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ ノー残業デーの設定 ・ ノー部活デーの設定 ・ 勤務時間の適切な割振り ・ 年休取得奨励日の設定 ・ 職場環境改善研修・メンタルヘルス講習会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 勤務時間を意識して仕事に取り組む職員の増加 ・ 定時退勤への抵抗感の解消・意識改革 ・ 定時退勤をしやすい雰囲気醸成

方針の3つの取組の視点

視点1 学校における業務改善・支援体制の整備

- ・ 教員が本来業務に一層専念できるよう、教員以外の職員が担うことができる業務や、より効率化を図ることができる業務について、積極的に整理・工夫を推進し、支援体制を整備しています。

視点2 チーム体制の構築と学校を支える人員体制の確保

- ・ 学校全体で対応を行うことで教育効果を高めつつ効率化も図ることができるよう、学校の組織力を充実させていく取組や、専門的な知見を持ち児童生徒に効果的な指導・助言が行える専門スタッフの効果的な配置などの人員体制の確保を進めていきます。

視点3 働き方・仕事の進め方に関する意識改革の推進

- ・ 限られた時間で最大限の教育効果を発揮していくためには、教職員が心身共に健全な状態でゆとりを持って子どもたちと向き合えることが必要なことから、教職員自身が安心し、誇りを持って働くことができるよう、勤務時間に対する意識改革や心身ともに健康を維持できる取組を進めていきます。

令和3年度の取組等について①

取組項目		令和3年度の主な取組	令和4年度の主な取組予定
視点1 学校における業務改善・支援体制の整備			
1	各学校における業務改善の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度の業務改善推進校の活動報告動画及び資料を共有 ・小学校14校、中学校7校を「業務改善推進校」に指定し、専門的知見を活用した業務改善を推進 ・特別支援学校スクールバスのGPSによる位置情報管理システムの導入 ・CMSを活用した学校等ウェブサイト管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校6校、中学校6校、特別支援学校1校で、専門的知見を活用し、改革推進者の養成及び学校管理職への意識啓発を実施
2	学校給食費の管理のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度から学校給食費の公会計化を実施 ・業務マニュアル配付、保護者への周知、事務手続きに関する説明会開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・給食費徴収システムを活用した学校給食費徴収事務の更なる円滑な実施
3	就学援助事務のシステム化	<ul style="list-style-type: none"> ・システムにより出力した申請書を、市立小中学校へ入学予定又は在籍する世帯へ直接郵送するとともに、学校口座だけでなく保護者口座への直接振込を可能としたことによる学校対応作業の負担軽減 	<ul style="list-style-type: none"> ・国の定める標準仕様書に準拠したシステム移行への対応において、教職員の負担軽減ができるよう検討調整を実施
4	地域住民等との更なる連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会設置学校（コミュニティ・スクール）の拡充(令和3年度実施校28校) ・地域と学校の連携体制を構築するため、地域教育ネットワーク推進会議を開催（年3回） ・学校と地域をつなぐ役割を担う、地域教育コーディネーターを10中学校区に配置 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会設置学校の拡充(令和4年度新規予定実施校28校 計56校) ・地域教育コーディネーターの配置拡充 【拡充】
5	校務の情報化の更なる推進	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度に新校務支援システムを稼働し、ヘルプデスクによる対応や、動画マニュアルの提供により、効果的な運用を実施 ・システム更改に伴い追加された新たな帳票等の安定した提供 ・業務端末統合に向けた検討・整理 	<ul style="list-style-type: none"> ・校務支援システムの機能拡張による、各種マニュアルの提供及び研修の実施 ・児童生徒の情報一元管理に向けた機能拡張 【拡充】

令和3年度の取組等について②

取組項目		令和3年度の主な取組	令和4年度の主な取組予定
視点1 学校における業務改善・支援体制の整備			
6	研修体制の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策及び働き方・仕事の進め方改革の観点から、教員が所属校において研修を受けられるよう、GIGA端末を活用した単方向（動画配信等）及び双方向（ウェブ会議システム）型オンライン研修の積極的な実施 	<ul style="list-style-type: none"> 研修の質を維持しながら、研修内容に応じ、従来型の集合型研修とICTを活用したオンライン研修とのベストミックスで実施
7	調査業務の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 教育委員会事務局と学校間での文書收受をより効率的に行えるよう、庁内共有ファイルサーバの適切な運用管理を実施 教育委員会事務局から学校へ定例的に発出する調査等の見直しの継続実施（調査の統廃合、回答項目や回数の見直し、調査依頼の運用ルールの周知等） 	<ul style="list-style-type: none"> 庁内共有ファイルサーバの効果的な運用について引き続き検討 学校ごとのローカルフォルダの活用方法等の周知 調査業務の見直しの定期的な実施
8	留守番電話の設置	<ul style="list-style-type: none"> 市立小学校、中学校及び特別支援学校全校に設置した留守番電話による対応を継続 	<ul style="list-style-type: none"> 勤務時間外における留守番電話による対応を引き続き継続
	GIGA端末を活用した学校業務の効率化の推進		<ul style="list-style-type: none"> GIGA端末の活用や教育データ利活用等に向けた研修の実施 不登校児童向け「オンライン学習システム」の導入 【新規】
	通知表に関する検討		<ul style="list-style-type: none"> 通知表作成に係る教員の負担軽減に向け、保護者の理解を得ながら検討を実施 【新規】
	押印の見直し及び連絡手段のデジタル化の推進		<ul style="list-style-type: none"> 押印の見直し及び連絡手段のデジタル化を推進 庁内文書の効率化に向けた見直しの実施 【新規】

令和3年度の取組等について③

取組項目		令和3年度の主な取組	令和4年度の主な取組予定
視点2 チーム体制の構築と学校を支える人員体制の確保			
1	教育課題に対応した教職員配置の工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校において、学級担任の持ちコマ数を軽減し、教育の質の向上を図ることを目的として、各学校の実情に応じて<u>指導方法工夫改善対応教員の一部を専科指導担当教員へ振り替えて配置</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・35人学級の推進や、教科担任制の導入、教育課題に対応した加配定数の拡充や効果的な活用、学校の実情に沿った教職員配置の工夫を継続して実施 【拡充】
2	学校事務職員の能力活用	<ul style="list-style-type: none"> ・学校業務相互支援事業により、学校事務職員の知識・技能等の向上を促進 ・国の加配定数を活用して、相互支援組織の運営及び業務を総括する地区代表者を相互支援拠点校に配置 ・学校事務職員がより主体的・積極的に校務運営に参画できるよう、効率的・効果的な執行体制の構築に向け、職務内容を整理 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、学校業務相互支援事業を実施 ・学校事務職員の質の向上や、事務機能の強化、連携・分担できる業務、果たすべき役割、学校間における職務内容の標準化に向けた執行体制等について検討 【拡充】
3	教職員事務支援員の配置拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度に教職員事務支援員又は同様の業務を担う障害者就業員を<u>全ての小中学校に配置</u>し、教員の負担軽減を図る体制を整備 ・事業効果を十分に発揮できるよう、「<u>教職員事務支援員活用事例集</u>」を改訂し、各学校へ周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、全ての小中学校での配置を継続
4	部活動指導員の配置拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>中学校51校に配置</u>（計画は52校） ・人材確保策として、月額報酬から時間額報酬に変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校全校に1名配置と3校の複数配置（計55名）予定 ・市内大学等への広報など、新たな人材確保策を実施 【拡充】
5	専門スタッフの効果的な配置の継続	<ul style="list-style-type: none"> ・外国語指導助手113名を継続配置 ・理科支援員を小学校全校に継続配置 ・<u>学校司書の配置拡充</u>（14名増員し、56名配置） ・<u>スクールカウンセラーを全中・高等学校に配置</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>学校司書の配置拡充</u>（14名増員し、70名配置） ・<u>巡回スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置拡充</u> 【拡充】

令和3年度の取組等について④

取組項目		令和3年度の主な取組	令和4年度の主な取組予定
視点2 チーム体制の構築と学校を支える人員体制の確保			
6	法律相談体制の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・学校法律相談弁護士（会計年度任用職員（週1日フルタイム勤務））を任用 ・いじめ事案及び学校事故事案についての研修など、職員を対象とした研修を8回実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、弁護士の任用を継続 ・学校側の希望に応じ、各学校や区役所への出張相談を実施
視点3 働き方・仕事の進め方に関する意識改革の推進			
1	教職員一人ひとりの働き方に関する意識改革	<ul style="list-style-type: none"> ・「働き方・仕事の進め方改革だより」を発行し、教職員の時間外勤務の状況、事務局が実施している働き方改革の取組、学校の業務改善事例を紹介 ・本市の教員の勤務状況や方針に基づく取組について、教育だよりかわさきへの掲載等により周知 ・教職員の意識改革につながる研修の実施 ・学校の重点目標や経営方針への働き方改革の明文化 ・働き方改革の観点を踏まえた人事評価の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の意識改革につながる研修を階層別実施 ・働き方改革に対する意識を高めるため、学校管理職向けの啓発講演等を実施 <p style="text-align: right;">【拡充】</p>
2	出退勤時間の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度に規則の上限時間を超えた教育職員の事後検証を実施 ・教育職員及び管理職が時間外在校等時間をリアルタイムで把握・管理できるよう職員情報システムを改修 	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度に上限時間を超えた教育職員の事後的な検証を実施しながら、長時間勤務の解消に向けた取組を推進
3	学校閉庁日の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・全市立学校で5日間実施（夏季休業中：3日間、冬季休業中：2日間） 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、夏季・冬季休業中に、年間5日間実施

令和3年度の取組等について⑤

取組項目	令和3年度の主な取組	令和4年度の主な取組予定
視点3 働き方・仕事の進め方に関する意識改革の推進		
4 部活動指導に係る方針の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・「川崎市立学校の部活動に係る方針」の遵守について周知徹底を図るとともに、各学校において保護者説明会等を開催し、方針への理解を深める取組を実施 ・全中学校を対象にフォローアップ調査を実施し、学校現場の実態を把握 ・休日の部活動の地域移行に向けた実践研究の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き保護者への周知を実施 ・休日の部活動の地域移行について、拠点校で実践研究の効果検証を行い、国の動向を踏まえながら今後の取組を検討・実施
5 ヘルスリテラシー向上の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・長時間勤務職員への巡回による産業医面接を実施 ・保健相談員による学校への巡回相談の実施（51校） ・「川崎市教職員のこころの健康づくり指針」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・各職場の現状把握と職場環境改善に向けた支援 ・ヘルスリテラシー向上の取組と健康障害防止対策並びにメンタルヘルス対策の推進 ・相談しやすい体制の強化
多様な働き方の推進		<ul style="list-style-type: none"> ・教育職員等の時間単位の年次休暇の取得制限を撤廃 ・学校休業日における在宅勤務によるオンライン研修の実施 【新規】
学年始休業の変更		<ul style="list-style-type: none"> ・新年度初日の4月1日から始業日までの平日を最低3日間確保するため、学年始休業変更の試行を実施 【新規】